

平成 2 5 年

議会運営委員会記録

平成 2 5 年 3 月 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

開会日時 平成25年3月1日(金曜日)
午前11時20分 開会 午後 0時07分 閉会

開催場所 第2委員会室

出席委員

委員長	吉田 けさみ 議員	副委員長	齊藤 秀雄 議員
委員	村田 富士子 議員	委員	猪原 陽輔 議員
議長	菅原 満 議員	副議長	齊藤 克己 議員
委員外議員	並木 修二 議員	委員外議員	金井 伸夫 議員

欠席委員 なし

出席説明員 なし

事務局職員

議会事務局長	松橋 香二	議会事務局次長	本間 修
議事課長補佐	平川 京子	主 事	日下部 直美

本日の会議に付した案件
意見書案の調整について
決議書案の調整について
特別委員会の設置について
その他議会運営に関することについて

午前 11 時 20 分 開会

吉田けさみ委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には、議長と、オブザーバーとして副議長と 2 名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、会派から提出された意見書案について、その他議会運営に関することについて審議をいたします。

初めに、意見書案についてです。

まず、1 件目、公明党から提出されている、ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書案ということで、審議をしていきたいと思えます。

まず、提案者の説明をお願いいたします。

村田富士子委員 では、文章を読ませていただきます。

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。

また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労もはかり知れないものがある。

世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究が行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約 8 割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、その解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望するということで、4 点の要望をしております。

そして、この件に関しましては、平成 18 年 6 月の定例会の際に、脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書ということを提案した際に、全会一致で提出をしておりますので、その後、今 7 年たっているわけでありませけれども、まだ進んでいないというところで、さらに診断・治療の推進を求める意見書ということで、出していただきたいという提案でございます。

吉田けさみ委員長 公明党、村田委員から提案説明がありました。

それでは、各会派からの意見をお願いいたします。

新しい風、猪原委員。

猪原陽輔委員 私たちの会派では、この意見書についての問題の重要性は、非常に理解する

ところなんですけれども、ただ、脳脊髄液減少症のブラッドパッチが効かない患者も多いという現状があります。あと、安全性の観点からも疑問が呈されておりますので、ちょっと時期尚早と申しますか、もう少し治療法の有効性が確認されてからでもいいのではないかと思いますので、反対いたします。

吉田けさみ委員長 緑風会、齊藤委員。

齊藤秀雄委員 緑風会は、賛成です。

吉田けさみ委員長 議事を交代します。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

それでは、共産党吉田委員の意見をお願いします。

吉田けさみ委員 日本共産党は、これについては賛成です。

ただ文章が、である調になっていきますので、です、ますにしていればよろしいかと思えます。

齊藤秀雄副委員長 それでは、議事を交代します。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、オブザーバーの並木議員はいかがですか。

並木修二委員外議員 賛成です。

吉田けさみ委員長 オブザーバーの金井議員はいかがですか。

金井伸夫委員外議員 賛成します。

吉田けさみ委員長 ただいまの意見書案につきましては、全会一致とはなりませんので、副議長提案とはなりません。

続いて2件目、公明党から提出されています、中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書案について、提案説明をお願いいたします。

村田委員。

村田富士子委員 これも、案文を読ませていただきます。

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

中小企業の再生・活性化策は急務です。政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます、として2点、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。もう一点が、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること、ということで、特

に金融機関のコンサルティング能力を発揮するということ、この辺を新しい取り組みとして強化を求めるといことで、提案をさせていただきます。

吉田けさみ委員長 提案説明は終わりました。

それでは、各会派の御意見をお願いします。

新しい風、猪原委員。

猪原陽輔委員 私たちの会派は、この意見書に反対です。

中小企業支援の重要性というのは理解するんですけども、その支援の担い手となるコンサルティング能力を発揮する機関が地元の金融機関ということにちょっと疑問を持っています。

政府の金融機関、政府系の金融機関というのでしたらわかるのですが、現在、通常業務で非常に忙しくされていると思いますし、さらに負担になることになるのではないかとということで、この考えにはちょっと慎重な姿勢をとらせていただきます。

吉田けさみ委員長 続いて、緑風会、齊藤委員お願いします。

齊藤秀雄委員 基本的には賛成です。

吉田けさみ委員長 議事を交代します。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党吉田委員。

吉田けさみ委員 共産党といたしましては、賛成しますけれども、まず中小企業というのは日本経済の根幹を担っているということと、社会の主役として、地域社会と住民生活に本当に貢献しているものだと考えています。

企業の99.7%を占めていますし、働く人の3人に2人が働いている雇用の担い手ともなっているのが中小企業です。だから、やっぱり地域に根をおろして、物づくりやサービスでの需要に応える雇用を生み出していくその中小企業に対しては、さまざまな支援が必要だと考えているんです。

なぜこういう意見書が必要になってくるかというと、中小企業憲章というのがつくられているにもかかわらず、それが実行されていないということに大きな問題があると私は思うんです。

そういう意味では、公明党が出されたこの案というのは、非常に部分的で不十分さを持っていますけれども、この1点で、まず解決から図ってほしいんだという意味を踏まえて、賛成します。

齊藤秀雄副委員長 それでは、議事を交代します。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

続きまして、オブザーバーの並木議員はいかがですか。

並木修二委員外議員 この意見書自体にあえて反対するものではないんですよ。

何か、中小企業の再生・活性化というのは、今までもさんざん言われながら、全然実行がないまま、ただ地域の金融機関のコンサルティング能力だけで終わるものなのかどうかということ

とを考えると、反対するものではありませんけれども、もうちょっと内容を変えてもらったほうが賛成しやすいなと感じます。

吉田けさみ委員長 同じくオブザーバーの金井議員はいかがですか。

金井伸夫委員外議員 中小企業の不振というのは、構造不況によるものだと思っていますので、この意見書の内容では、効果が余り期待できないのではないかと思います。一応出しても意味がないという理由で反対します。

吉田けさみ委員長 公明党の中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書案は、全会一致となりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

議事を交代いたします。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

それでは、日本共産党から提出された意見書案について、まず提案説明を日本共産党、吉田委員お願いします。

吉田けさみ委員 国民生活にさまざまな影響を与える生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書（案）ということで提案いたします。

「社会保障・税一体改革に関連する法」の一つとして「社会保障制度改革推進法」が成立しましたがけれども、その附則の中で生活保護制度の見直しも掲げられました。

生活保護基準は、御承知のようにナショナル・ミニマムのかなめとしての役割を果たしておりますし、基準を引き下げた場合に、その影響ははかり知れないものがあります。

例えば、最低賃金法では、生存権保障としての生活保護と最低賃金との整合性が明記されているように、生活保護の基準を下げれば、連動して労働者賃金の引き下げにも作用します。また、就学援助制度においても、対象者である要保護児童生徒と準要保護児童生徒への支給額の引き下げや、制度から除外されることも起こります。とりわけ生活保護の引き下げの基準、引き下げのターゲットになっているのか、なっている部分は生活扶助だとも言われていますので、一層基準を引き下げれば制度を受けられない、あるいは児童であれば就学を困難にする可能性を高めるものです。

ほかにも、生活保護基準が目安となっているものとして、課税最低限、国保や国民年金、介護保険といった保険料の減免制度なども含まれます。生活保護基準を引き下げれば、生活保護受給世帯だけでなく、ボーダーラインにある低所得世帯も政策の対象から外され、国民の生活を脅かすだけでなく、大きな混乱をもたらすこととなります。

よって、国民生活にさまざまな影響を与える、生活保護基準の引き下げを行わないように求める内容となっています。

齊藤秀雄副委員長 議事を交代します。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、日本共産党の案に対して、それぞれの委員の皆さんから会派の御意見を申し上げます。

新しい風、猪原委員。

猪原陽輔委員 私たちの会派では、この生活保護基準の引き下げ自体に非常に問題を持っているんですが、この意見書の内容ではちょっと反対させていただきます。

私たちの会派では、生活保護の問題として一番問題だと思っているのが、ここで言われているボーダーラインに当たる低所得者世帯の方々と、あと生活保護受給者との逆転現象を非常に問題視しております。

それがきっかけで引き下げという議論になっていると思うんですけども、私たちは、それよりもむしろ最低賃金を引き上げる方向でのアプローチで、この解消をしてほしいと考えております。

吉田けさみ委員長 続いて、緑風会、齊藤委員、お願いします。

齊藤秀雄委員 基本的に反対です。

その理由としては、生活保護自体の見直し時期に今現在、十分来ているということ、国会でも取り上げております。私も一般質問でいろいろ聞いていますと、改めて引き下げを行わないという形では、今の時代にそぐわないという考えです。

吉田けさみ委員長 公明党、村田委員。

村田富士子委員 私たちも、基本的に反対です。

それで、やはり先ほどありました、低所得者世帯との逆転現象、これもそうですし、例えば就学援助制度のことも触れられていますけれども、就学援助、それから就労支援ということでも、特に就学では、埼玉県ではアスポーツ事業というのが新しく始められています。高校入学への支援と、そういう具体的な角度から生活保護世帯には支援をしていくという形をやっていけば、漏れるところもないと思うんです。

そういった意味では、論議されているように、引き下げの程度も問題だと思うんですけども、やはりある程度引き下げは行わなければいけないのではないかと考えております。

吉田けさみ委員長 オブザーバーの並木議員はいかがですか。

並木修二委員外議員 基本的には、皆さんおっしゃっているように、この生活保護だけが聖域になるのはおかしい。あらゆるものを見直さなければいけない時期に、これだけを聖域として別に扱うのはむしろおかしいので、ここも含めてあらゆる見直しをすべきだと私は考えていますので、賛成できません。

吉田けさみ委員長 同じくオブザーバーの金井議員はいかがですか。

金井伸夫委員外議員 私も反対です。

今、政府がこの生活保護水準の適正化に向けて、第一歩を踏み出し始めたのではないかなと思いますので、一概に引き下げ反対というのには賛成しかねますので、この意見書には反対です。

吉田けさみ委員長 日本共産党の案は全会一致になりませんでしたので、副議長提案とはな

りません。

続きまして、新しい風から提案されました生殖補助医療についての法整備を求める意見書案について、提案説明をお願いいたします。

猪原陽輔委員 案文を読ませていただきます。

生殖補助医療は「不妊症の診断、治療において実施される人工授精、体外受精・胚移植、顕微授精、凍結胚、卵管鏡下卵管形成などの、専門的であり、かつ特殊な医療技術の総称である」と定義されており、現在わが国では生殖補助医療を規制するものは、日本産婦人科学会の会告のみという状態が長期にわたって続いている。それゆえ国内では学会が認めない生殖補助医療技術を施す医師がいたり、外国で学会未承認の技術を用いて子どもをもうけるケースが発覚している。

今年1月15日、神戸市において病気や体質が原因で卵子のない女性のため、第三者の卵子提供による体外受精を支援する民間団体が設立された。生殖補助医療は『子供をもつ権利』を主張する側の要求にしたがって、その権利の実現を進めてきた。

一方、1949年慶応大学で日本初のA I D（非配偶者間人工授精）児が誕生し、2004年までに国内では1万8,000人以上のA I D児が誕生している。生まれてくる子どもは意図せずこの世に生み出されたのだが、日本においては配偶子提供者を特定する情報は匿名にされている場合が多い。「生まれてくる子どもの権利」として少なくとも「出自を知る権利」は守られるべきとの議論が出ており、海外においてはアメリカを始めイギリス、スウェーデン、ドイツなどで法整備が進んでいる。

2007年から2008年の学術会議検討会は、内閣府に常設の生命倫理委員会を創設し、生殖補助医療全般の政策立案し、処理する事を提案している。もはや、国民的議論を巻き起こし、「出自を知る権利」を考慮した生殖補助医療についての法整備がなされる事を求める。という意見を提案させていただきたいと思います。

吉田けさみ委員長 提案説明は、終了いたしました。

それでは、緑風会の齊藤委員、お願いいたします。

齊藤秀雄委員 正直なところ、緑風会で話し合っても理解が深まらないんですね。

結論から言うと、賛成には回れないという判断であります。

ちょっと聞きたいんですけども、このA I D 1万8,000人以上、出自を知る権利、これとの整合性はどのような形なのか。例えばの話、1万8,000人以上が体外受精で誕生していると、でも、出自ということは誰と誰の間で生まれたかということを知る権利があるというんだけど、当然のことながら、1万8,000人の生まれてきた子供たちの出自は明らかなのでしょう。違うんですか。

吉田けさみ委員長 猪原委員。

猪原陽輔委員 情報としてはあるんですけども、それを情報を出さないように匿名にされている状態が現状で、1万8,000人の生まれてきた子供が、自分たちの親に関係する情報を知

ることはできません。

吉田けさみ委員長 齊藤委員。

齊藤秀雄委員 母体があるわけですね。

この体外受精で生まれているということであれば、その方の承認というのは大前提になるわけでしょう。ということは、出自に関して匿名とは、どういうことを言っているのか。人工授精や体外受精等、その場でそれぞれが合意した上で、この1万8,000人以上の方は誕生していて、それを法的に匿名されてしまっているという理解なんですか。

要は法的に、バックアップされていないから法整備してほしいということですか。ちょっと、僕なんか、議論の材料や知識が少な過ぎて、判断に迷っているのが現状なんです。ということで、まだ賛成しかねているんですが、勉強としてお聞きしたかったものですから。

吉田けさみ委員長 猪原委員、いかがですか。

猪原陽輔委員 法整備を求めているのは、現段階では先ほど来から申し上げていますとおり、子供がその出自を、知りたいといったとき、調べようと思っても情報が隠匿されているため、知ることができないので、知ることができるように法整備をしてくださいというのが、この意見書の趣旨になります。

現段階では、知ることはできません。

吉田けさみ委員長 続いて、公明党、村田委員。

村田富士子委員 うちも意見がまとまらず、今回は見送らせていただきたい。

やはりもう少し状況を学習しないといけない部分もありますし、果たして求めるのがこれだけでいいのか、もう少し検討する時間が必要かなと思います。まだ時期尚早かなということで、反対です。

それと、つけ加えて、意見書の次に括弧の案をつけるべきだということだけ申し上げておきます。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田委員。

吉田けさみ委員 日本共産党としては、基本的には賛成なんですけれども、重たい問題だと受けとめています。

やっぱり子供の成長、発達を考えてこれまでとられてきたことが、知りたいという子供に対して情報を開示していくという中身だと思うんですけども、基本的には子供の権利として、それを享受する、権利を使ってやるのが、またそれがいいことなのか悪いことなのかということも踏まえて、議論も本当にまだ深めなければいけないと思うんです。そうした議論を深めた上で、法律として整備していくという過程はとる必要があると思っています。

内容については、反対するものではありません。

齊藤秀雄副委員長 では、議事を交代します。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

続いて、オブザーバーの並木議員はいかがですか。

並木修二委員外議員 吉田委員と同じような考えで、基本的にはあえて反対するものでもないんですけども、まずこの文章自体がすごく読みにくいし、理解しにくい。

こんな形ではなかなか賛成もしかねるというのが一番大きな問題です。要するに何を言いたいのかよくわからない。出自を知る権利がポイントなのか、それとも医療に対する法整備が必要なのか、その辺もわからないし、もっとポイントを絞ってわかりやすい言葉で、自分の言葉で書いていただきたいということを願いますけれども、これについては賛成しかねるとしておきます。

吉田けさみ委員長 オブザーバーの金井議員はいかがですか。

金井伸夫委員外議員 やはりデリケートな問題なので、慎重を要することから時期尚早だと思いますので、反対します。

吉田けさみ委員長 それでは、今回議会運営委員会に4件の意見書案が出ましたけれども、いずれもまとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

次に進みます。

前回の議会運営委員会で議長から提案されました、北朝鮮の核実験に対する和光市議会の対処といたしましては、全会一致で決議を表明することとなりました。

この件につきまして、議長から決議書案が示されましたので、説明願います。

議長。

菅原満議長 最初に、訂正で申しわけありませんけれども、上から6行目の真ん中、「国際的な軍縮不拡散体制」のところを「核不拡散体制」、「軍縮」を「核」にかえてください。申しわけありません。

内容的には、前回行った抗議決議と大体同じ内容を、踏襲しております。基本的には、核兵器をなくすという立場ですので、特に北朝鮮、北東アジアの平和を脅かすということなものですから、核実験を行うたびに抗議を行うということが大切なのかなということで、おおむね内容的には過去のものを踏襲した内容となっております。それぞれ会派で持ち帰りまして十分御議論いただき、まとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、てにをは、あと用語等何かありましたら、いろいろ御指摘いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それからもう一つ、衆議院、参議院でも決議を行っております。それと、意見書ではなく決議ですので、下の衆議院、参議院、内閣等、これは取り除いてください。失礼いたしました。あくまでも内部の議会としての意思決定ですので、一番最後の以上、地方自治法第99条の一行と一番最後の各衆参議長と大臣は、削除していただければと思います。

重ねて失礼をいたしました。過去、こういったことで意見書の提出をしておりましたので、それも踏襲しながらつくりました。訂正が多くて、大変申しわけありません。

吉田けさみ委員長 それでは、ただいま議長から説明がありました決議書案については、最

後の一行削除、それから宛先という形で書いてある部分を削除した上で、各会派で協議していただき、次回の議会運営委員会で意見ををお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

前回の議会運営委員会からの継続案件で、学校建設及び適正な配置を目的とした特別委員会の設置についてです。

各会派の意見ををお願いしたいと思います。

新しい風、猪原委員、お願いいたします。

猪原陽輔委員 特別委員会の設置について了承しております。

問題ありません。

吉田けさみ委員長 緑風会齊藤委員、お願いします。

齊藤秀雄委員 賛成です。

吉田けさみ委員長 公明党、村田委員。

村田富士子委員 賛成です。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田委員。

吉田けさみ委員 日本共産党も賛成です。

齊藤秀雄副委員長 それでは、議事をかわります。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの並木議員。

並木修二委員外議員 微妙ですね。賛成と言っていいのかどうか。

今の時点では賛成と言っておきます。

吉田けさみ委員長 オブザーバーの金井議員。

金井伸夫委員外議員 賛成です。

吉田けさみ委員長 それでは、学校建設及び適正な配置を目的とした特別委員会の設置については、全会派一致で賛成となりましたので、そのようにいたします。

休憩します。（午前 11時49分 休憩）

再開します。（午前 11時51分 再開）

それでは、特別委員会の設置に向けて、一般質問の最終日の一般質問終了後に全員に集まっていたいただき、特別委員会についての協議をしていきたいと思います。

また、特別委員会にあっては、全議員の参加ではなくて、議長を除く参加という形になりますので、御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

議会報告会についてです。前回の議会運営委員会で、開催日について各会派での協議をお願いしましたが、いかがでしょうか。

新しい風、猪原委員、お願いします。

猪原陽輔委員 提案されました4月27日に賛成いたします。

吉田けさみ委員長 緑風会、齊藤委員お願いします。

齊藤秀雄委員 了解です。

吉田けさみ委員長 公明党、村田委員お願いいたします。

村田富士子委員 同じく、27日夜で了解です。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党。

吉田けさみ委員 日本共産党も27日ということで賛成です。

齊藤秀雄副委員長 議事を交代します。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの並木議員、お願いします。

並木修二委員外議員 賛成です。

吉田けさみ委員長 オブザーバーの金井議員、お願いいたします。

金井伸夫委員外議員 賛成です。

吉田けさみ委員長 それでは、今回の議会報告会の開催日は、4月27日の土曜日と決定いたしました。

では、議会報告会の具体的な内容について協議したいと思います。

資料の議会報告会開催要領案をごらんください。

それでは、1つずつですね。お手元に配られています要領案の1から始めていきたいと思えます。報告内容についてということで、「報告内容は、主として平成25年度予算審査（一般会計、特別会計、水道事業会計）の概要に要点を絞ったものとし、各常任委員長をもって報告者とする。」ということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

続いて、2の主催について、これは「和光市議会が主催となって実施するものとする。」でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

3の開催時期及び回数について、開催時期が平成25年4月27日の土曜日、受付が午後6時00分～、開会が午後6時30分～午後8時00分まで、所要時間を1時間30分として、場所は中央公民館2階の会議室1、回数は1回限りということで、いかがでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

次に、4の報告会次第等について、（1）次第説明、（2）開会挨拶、（3）総務環境常任委員会の審査概要の報告、（4）文教厚生常任委員会の審査概要の報告、（5）質疑応答、

(6) 閉会挨拶ということで、よろしいでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

5の運営構成についてですが、(1)受付において、来場者に次第書、報告資料、アンケート用紙を配布する。来場者に受付簿への記載を依頼するというので、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

これらは、前回の反省の上に立って、次第に注意事項を掲載したほうがよいとの意見もありましたし、前回の反省で受付簿を作成したほうがよいとの意見もありましたので、これを生かしての要領となっています。

(2) 各常任委員会は、各款(又は費目)毎の担当者及び報告資料の作成者を決める。

それから、(3)議長、副議長、議会運営委員会委員長・副委員長、報告者及び各常任副委員長以外の担当を決めるということにします。

受付・会場整理、記録は録音・録画、メモをします。それから写真、プロジェクター操作です。

前回の反省で、ビデオ撮影は専任したほうがよいという意見がありました。

(3)についてですけれども、前回の反省で、各委員会から均等に選出したほうがよいという意見もありました。

(4) 報告に対する質疑の答弁は、各常任委員会の担当が協力して行うものとする。

答弁において、数字を回答する場合は、確認を要するため即答は避け、市議会ホームページなどにより答弁するものとする。

これに関しても、前回の反省で、報告・回答は委員会間で統一したほうがよいという意見もありました。

(5) 質疑については、来場者の公平性を保つため、以下のとおりとする。

質疑は1人1回とし、要点を簡潔にまとめて1分程度で行うものとする。

挙手した全員の質疑が終わり、時間に余裕があった場合は、2回目の質疑を受けるものとする。

前回の反省で、質問票に記入していただいたほうがよいという意見がありました。また、前回の反省で、報告に直接関係ない質問については、意見、要望として受け取ったほうがよいとの意見もありました。

また、前回の反省で、極力多くの方に質問を促したほうがよいとの意見がありました。

結果報告だけでなく、市民の意見を聞く場、意見交換をする場となるようにしたほうがよいとの意見もありました。

(6) リハーサルについて、進行及び報告内容を確認するため実施するものとしします。

この場所については、全員協議会室で、日程についてはまだこれから決めていくこととなります。

2ページ目の(6)までについて、皆さんいかがでしょうか。

副議長。

齊藤克己副議長 質問票の記入ということが反省として挙げられているんですけども、こ
こら辺の取り組みについては、今後、きょうの結論ということではなくて、質問と回答を整理
するということが必要なのかどうなのか。前回は踏まえた上で、そこら辺の取り組みを今まで
どおりやったときもありましたし、あるいは前回はなくて、そのまま答弁しておりましたけれ
ども、検討したほうがいいのではないかと思っているんですけども。

吉田けさみ委員長 反省として、今、副議長からおっしゃられたこと、内容が含まれており
ますので、それについては皆さんいかがですか。

齊藤秀雄委員 時間も時間なので、私の提案です。

当然リハーサルの日時は次回の議会運営委員会で決めますよね。そのときまでに、各会派が
この要望なり反省点を取りまとめて、全体としてやるということにしてください。

そのほうが効率がよろしいと思います。

吉田けさみ委員長 それでは、説明だけ続けさせていただきます。

6の周知方法について。

周知は、経費は極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。

4月1日発行「広報わこう」、市並びに議会ホームページ。

ポスターの市内公共施設、市内掲示板及び市内循環バス内への掲示。

新座記者クラブ等への情報提供。

それから、ラジオ局からの情報発信。

7の記録について、報告会の記録は意見・提言等の要点筆記、録音、録画を行うものとする。

8の配布資料について、参加者への配付物は、次第書、報告資料、アンケート用紙（質問
票）とする。

9の議員の発言について、報告会における議員発言については、委員会及び本会議場での審
議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。

10の結果の公表について、（１）、報告会終了後、議会運営委員会において、市民からの意
見・提言及び報告者からの意見を整理し、全員協議会での協議を経て、議会運営委員会で総括
を行う。

（２）総括した内容については、「議会に対する意見・要望等」「市に対する意見・要望
等」に分類し、議会だより、市議会ホームページで公表する。

（３）報告会の録画DVDを作成し、本議会DVDと同様に市民に貸し出しするものとする。

なお、来場者による録画撮影は個人情報保護等の観点から許可しないものとするというこ
とで、提案したいと思います。

時間をとらせてしまいましたけれども、それでは議会報告会の具体的な内容につきましては、
次回の議会運営委員会までに各会派の御意見をまとめていただいて、生かしていくというこ
とにさせていただきたいと思ひます。

並木議員。

並木修二委員外議員 人員配置の問題はどうしますか。

議運で会派でといったって、希望だけでは調整もできないでしょう。

議運ではなくて、全員で集まるときに、その新しい委員会のときに協議する、役割分担を決めるということで、そういうことでよろしいですか。

吉田けさみ委員長 それでは、並木議員の意見に対して皆さん、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

その他議会運営に関することについて、議長から質疑と質問、またホームページへの掲載について発言があります。

菅原満議長 質疑と質問について、今回、施政方針の代表質問をしていただきましたが、施政方針の質問、あと総括質疑、議案に対する質疑、一般質問、この辺の違いについて、改めて御認識をいただきたいと思います。

それから、議案に対する発言通告書をホームページに掲載することについて、特に予算につきましては、発言事項に条例、ページ数などを入れて、ホームページ等をごらんになる方が見やすくなるように、どこの質疑を行っているか、わかりやすい形にしていきたいと思いますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただ単に、何ということではなく、わかりやすくなるように、またその辺通告書のほうも工夫ができるかどうか検討してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま、議長から発言がありました件について、質疑と質問の違いは、会派において再度確認していただきますようお願いいたします。

また、議案に対する発言通告書をホームページに掲載することについては、いかがでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

その他として、議長から緊急時における携帯メールについて発言があります。

議長。

菅原満議長 定期的にいろいろな連絡事項等をメールで配信しておりますけれども、メールの連絡先が変わった場合は、御連絡をいただきたいと思います。

また、連絡が届かない地域に行く場合、あるいは何らかの理由により届かない場合があると困りますので、そういった場合は、事前に事務局に御連絡をいただくと助かりますので、よろしく願いをいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、次回の議会運営委員会は、3月13日水曜日、本会議終了後、決議書案の確認についてという内容で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、市議会だよりに関する打ち合わせの日程につきましては、次回の議会運営委員会で調整いたしますので、御了承ください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 0時07分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み